

環管一783
平成29年10月23日

国土交通省東北地方整備局長
津田修一様

秋田県知事 佐竹敬久



子吉川水系鳥海ダム建設事業環境影響評価準備書
に対する意見について（通知）

環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、さらに正確かつわかりやすい内容の作成に努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、環境保全措置について工事計画に反映させるとともに、工事施工業者等への周知や指導に努め、その確実な履行を確保すること。
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。
- (3) ダム建設事業は工事期間が長く、また影響が広範囲に及ぶことから、次の事項に十分留意すること。
ア 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。
イ 事後調査や環境保全措置と併せて実施する監視調査（以下「環境監視調査」という。）に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び頻度で行うとともに、その結果を踏まえ、調査の追加や環境保全措置の再検討等を行うこと。
なお、事後調査の結果の公表に当たっては、可能な限り工事中に複数回行うことともに、必要に応じて環境保全措置の効果が確認できる時期に行うよう努めること。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び振動

工事用車両の運行に伴う騒音及び振動の影響については、工事用車両の運行台数が最大となる時期をダム本体工事時として予測しているが、工事計画等を踏ま

え、可能な限り運行台数の設定根拠を評価書において明らかにすること。

(2) 水質

ア ダムの供用及び貯水池の存在に伴う水温への影響について、貯水池の水温躍層の形成が予測されていることから、下流河川へ温水又は冷水が極力放流されることがないよう他のダム事業の類似事例や最新の知見等を踏まえ、選択取水設備の運用条件を検討し、必要に応じて適切な措置を講じること。

イ 環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら必要な項目を選定し、適切な時期及び回数を設定した上で、水質の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

(3) 動物、植物及び生態系

ア 対象事業実施区域周辺では、クマタカやサシバのつがいが複数確認されていることから、事後調査の結果、工事の実施に伴い繁殖行動に影響が及ぶおそれがある場合には、専門家等の助言を得ながら必要に応じて工事を一時中断する等、環境保全措置を確実に講じること。

また、クマタカやサシバ以外の猛禽類についても、工事の実施に伴い生息環境の変化が予測されていることから、可能な限り生息状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

イ 湿地環境の整備に当たっては、専門家等の助言を得ながら移植対象の動物の生息に適した候補地を選定するとともに、移植に伴い候補地に生息する動物相へ影響が及ばないよう十分に配慮すること。

また、湿地は土砂の堆積や植物の繁茂等により環境が変遷する可能性があることから、専門家等の助言を得ながら移植した動物の生息環境が維持されるよう湿地環境の適切な管理に努めること。

ウ ダム堤体、貯水池及び付替道路の存在により、陸域及び河川域の生態系において動物の移動経路等の分断が生じ、生息域の連続性への影響が懸念されることから、生態系の典型性として選定された注目種等について引き続き生息状況の監視を行い、その結果を踏まえ必要に応じて適切な措置を講じること。

エ 重要な植物種の移植、播種及び挿し木に当たっては、1ヵ所ではなく可能な限り複数ヵ所から採取し、移植等を行うこと。

なお、移植等に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な移植先や移植方法等を選定し、慎重に行うこと。

オ 建設発生土処理場予定地の一部は、ブナーミズナラ群落等の自然度の高い植生が存在することから、発生土の処理に当たっては樹木の伐採を極力回避するよう十分に配慮すること。

力 事後調査や環境監視調査に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な時期及び回数を設定した上で、生息及び生育等の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。

(4) 景観

ダム堤体、貯水池及び付替道路周辺から建設発生土処理場が視認される可能性があることから、発生土の処理に当たっては景観にも十分に配慮すること。

(5) 廃棄物等

建設工事に伴う建設発生土は、全量を建設発生土処理場で処理することとしているが、工事計画の策定に当たっては、発生抑制や有効利用に努めること。